企業環境研究年報
No.6, Nov. 2001



# 中国理解への一視点
## ――中国「中小企業白書」とその周辺――

高久保　豊
（日本大学）

### １はじめに――問題の所在

21世紀初頭の日本経済はどのように展望されるのだろうか。この10年はどうなるのであろうか。かかる問いに対する解答を小論で示すことはできない。けれども，日本の隣にある中国の10年はどう展望できるのか，という問いに対して，小論が若干のヒントを示すことは可能であろう。日本と中国の経済面での関係はますます密接になりつつある。こうした状況において，隣国である中国の10年を展望することにより，東アジアにおける日本の今後10年を考える材料とする――ここまでいかなくとも，何らかの参考になることはありえるだろう。こんな思いから，今回の筆を執らせて頂いたしだいである。

これまで，日本のビジネス界における中国のイメージは，いかなるものであったろうか。商取引などを通じて，実際に中国人ビジネスマンと交流を持つにいたった日本人も少なくないであろう。彼らから聞こえてくる声はさまざまである。「中国は商売のしにくいところだ」という声，これあり。「優秀な人材がたくさんいて，ますます伸びる国だ」という声，これあり。「日本の仕事を中国に持っていかれるのは困る」という声，これあり。また，ビジネス上の交流を通じて，すっかり中国嫌いになってしまった日本人もいるようだ。

こうしたさまざまな声は，多くが実体験に基づいているという点で，それなりの説得力がある。しかしその反面で，こうした声は断片的な知識にすぎないこともある。はなはだしくは，まったくの感情論から中国に対するコメントを発している場合も見かけられるのである。

たとえば，特定の中国企業も，特定の中国人も，中国政府も，これらをみな一緒くたにして「中国」なるものを批判しようとする論調がある。こうした論調が大きな影響力を持つような事態になると，中国に対する誤った認識が日本国内に広まり，ひいては日本国民の利益を損なうことにつながりかねない。根拠なき中国に対する悪いイメージが，本来ならさほど困難でないはずの中国理解を妨げてしまう。これはきわめて残念な事態である。

小論では，中国の中小企業の発展という点から，まさに構造的な変化を遂げようとしている中国の一側面を紹介していきたいと考える。中国といえば「低賃金の生産拠点」とだけ理解するのでなく，もう一歩踏み込んだ理解によって見える何かを感じて頂きたいのである。具体的には，小論において，最近中国で発行された『中国中小企業の発展と予測』[1)]という本の分析を試みたい。

この本は，これまでに1999年版（＝2000年発行）と2000年版（＝2001年発行）の２冊が出されており，前者については「中国で初めての中小企業白書」であることを意識して出版したと「まえがき」に書かれている。このような動きが中国で現在進行していることを日本各界の人士たちはどのように評価するだろうか。こうした動きを積極的にとらえるメカニズムが日本国内でどれだけ成熟しているだろうか。私にはこのような点こそ，日本の今後10年の将来性を占う

うえで鍵になるのではないか，と思われるのである。

結論を先取りしていうならば，中国は今後ますます「民営経済化」が進展すると予想されるのである。このなかで中国政府は，国家の命脈を握るような大型国有企業は国家によるコントロールの余地を残しておき，そのほかの大部分は民営のメカニズムを大いに導入していくものと見られる[2)]。こうした流れのなか，中国の政策担当者は，これまでほとんど重視してこなかった中国中小企業のあり方を，今後どのような方向に導こうとしているのだろうか。このことを『中国中小企業の発展と予測』の分析を通じて読み解いていくのが，小論の目的である。

なお，本書の2000年版は最近（2001年6月に）出版されたものであり，これを実際に私が入手してから間もないので，小論では1999年版の検討を中心に行い，2000年版についてはその要点と概略を紹介するにとどめることをお許し頂きたい。また，1999年版の中でも，とくに中国中小企業政策の重点を理解することに焦点を絞り，総論編の検討を詳しく行うことにしたい。

## ２『中国中小企業発展与預測（1999）』の構成と内容[3)]

### (1) 編集主体について

本書（以下，『1999年白書』）は，国家経済貿易委員会中小企業司と中国社会科学院中小企業研究センターが共同で編集した本である。

国家経済貿易委員会は経済関連の政府機関の１つであり，国民経済の日常的な運営に関する年度ごとのコントロール案を編成・実施するとともに，産業政策の制定・実施・執行状況の監督や産業構造の調整を指導するなどの職務を担うものである。この委員会には政策法規司，産業政策司，企業改革司，企業監督司などの組織があり，これらの司と並んで中小企業司がある[4)]。

この中小企業司は，さまざまな所有制形態の中小企業に対する管理とサービス提供を目的として，1998年に設置された組織である[5)]。そもそも中国では，建国以来「一大二公（１つに規模が大きいこと，2つに公有制であること）は良いことだ」という観念が強く，改革・開放政策以降もこの傾向が続いていた[6)]。しかし，1990年代後半から中小企業に対する政府の見方に若干の変化が見られるようになった。公有制企業の伸びが相対的に低下している中で，自営業者や私営企業などの非公有制企業が急速な成長を遂げており，それらのかなりの部分が中小企業とオーバーラップしているのである。こうした成長企業に着目するならば，国家経済貿易委員会に中小企業司が設置された１つの背景を読み解くことができるであろう[7)]。

また，中国社会科学院についていえば，これは国務院直属の事業単位であり，中国における社会科学方面のナショナル・シンクタンクとなっている[8)]。中小企業研究センターは，当院の工業経済研究所の研究者たちによって担われており，中小企業政策について国家経済貿易委員会の中小企業司と連携した研究を行っている。

### (2) 構成ならびに序文

本書の全体構成を見ると，はじめに序文があり，つづいて総論編，各論編，部門・産業編，地域編，企業編の５つの編が設けられている。はじめの２編で中国の中小企業全般をあつかう「マクロ」部分（＝中国語の「宏観」），最後の１編で個別企業をあつかう「ミクロ」部分（＝「微観」），そしてその中間に部門経済と地域経済という「中観」を配置する構成となっている。

序文には２つの文章が掲載されている。まず，国家経済貿易委員会の副主任兼秘書長を務める蒋黔貴の文章「中小企業を振興し，新しい経済の成長点を刺激しよう」が10ページにわたって書かれている。ここでは，現在中国における中小企業の数は99%以上を占めており，中国経済に対して重要な役割を果たしているにもかかわらず，多くの問題を抱えているという状況が描かれている。そして，今後の中国で必要とされ

る中小企業政策を６点ほど列挙している[9]。また，これにつづいて編者による「はしがき」が掲載されている。

### (3) 総論編：理論と実践

総論編は「１　中小企業発展の理論と実践」，「２　中小企業の発展と趨勢」,「３　中小企業立法と政策」の３つの章で構成されている。本編の目的は，中小企業の発展における理論・政策ならびに実践問題に関する本書の考え方を示すことにある。

まず「１　中小企業発展の理論と実践」の（１）と（２）において，世界における比較的長いスパンから，中小企業が各国でどのように扱われてきたのかを概観している。すなわち，小規模な手工業的生産方式から大規模生産に移行したのは規模の経済による生産性の向上と関連があったことを押さえつつ，いわゆる「大企業病」の問題が発生したことをはじめに指摘している。そして，他方では，中小企業が競争メカニズムを通じて，社会に対する絶え間なき企業家の供給と革新を行ってきたことに触れ，1970年代になると「スモール・イズ・ビューティフル」の思想が出現して人々の中小企業に対する認識が新たな段階に入ったことを描写している。そして，21世紀は世界的な中小企業の時代になるということを予測しているのである[10]。

つづいて，「（３）中国中小企業の位置づけと役割」，「（４）中国中小企業の構成」，「（５）中国中小企業の特徴・問題点および発展対策」として，次のような項目が挙げられている。

「（３）中国中小企業の位置づけと役割」においては，①中小企業は中国経済の新しい成長ポイントであり，国民経済の発展を推進する重要な力である，②中小企業は就業増のための基本的な場所である，③中小企業は市場活性化のための新鋭部隊である，④中小企業は製品輸出の重要な力である，⑤中小企業は農業支援ならびに県レベルの財政を増やす重要な財源である，という５点を指摘している。①は国有企業の生産の比重が相対的に低下していることを背景としており，②は余剰労働力問題の解決との関連を意識した位置づけとなっている。さらに，⑤については農村部における郷鎮企業の役割を意識した指摘となっており，これらは中国に独特の事情を中小企業との関連で描写しようとしたものと考えられる。

「（４）中国中小企業の構成」においては，まず，①全工業企業と附設事業所の規模構成として，企業と事業所の数，生産額と従業員数という点で小型企業が大きな割合を占めていることを述べている（【表１】を参照されたい）。すなわち，企業と事業所の数の99%以上，工業生産総額の60%以上，従業員数の70%以上を小型企業が占めていることがわかるのである[11]。このことは，②全工業企業の規模構成においてもほぼ同じ傾向が見られる。また，③小企業の構成においては，1998年末の小型企業の所有制形態を企業数で比較している。具体的には，国有企業が3.39万社（0.43%），集団所有制企業が179.82万社（22.61%），私営企業及び個人業者が603.38万社（75.88%），その他の類型が8.57万社

表1　1995年全国工業企業及び附設事業所の基本指標

| 指標 | 企業と事業所の数（戸） | | 工業生産総額（当年価格新規定・億元） | | 従業員年末人数（万人） | | 単位あたり従業員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 絶対数 | 比率% | 金額 | 比率% | 人数 | 比率% | |
| 合計 | 7,341,517 | 100.00 | 82,296.63 | 100.00 | 14,735.51 | 100.00 | 20 |
| 大型企業 | 6,416 | 0.09 | 21,827.62 | 26.52 | 2,409.31 | 16.35 | 3,755 |
| 中型企業 | 16,591 | 0.23 | 9,077.53 | 11.03 | 1,481.97 | 10.06 | 893 |
| 小型企業 | 7,318,510 | 99.69 | 51,391.47 | 62.45 | 10,844.22 | 73.59 | 15 |

（出所）陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（1999）』民主与建設出版社、2000年、18ページ（＝初出：『中華人民共和国1995年第三次全国工業普査摘要』、3ページ）を加工した。

(1.08%）であることから，大部分は私営企業及び個人業者に分類される企業であることがわかる[12]。

「（５）中国中小企業の特徴・問題点および発展対策」では，中国中小企業の特徴として，①投資主体が国有企業や私営企業の一方だけに偏っているのでなく，さまざまな所有制形態による中小企業があること，②中小企業の数が多く，大企業との比較でいえば国際的にも比重が大きいこと，③計画経済期でさえ中小企業は国家計画の枠外におかれたため，市場ニーズに対して敏感に反応するメカニズムを有しており，現在ではこれが急速な発展のための優位性となっていること，④主に国内市場向けの製品が多いこと，⑤労働集約型産業が多いこと，という５つの点を指摘している。

また，現在の主な問題点として，①技術装備率が低く，生産規模が小さいこと，②国家の中小企業に対する施策が不十分であり，企業間を結ぶ各種団体もあまり組織されていないこと，③経営面での人材が不足していること，④中小企業金融が提供した資金は融資総額の30%程度にとどまっているなど，融資制度が不十分であること，⑤中小企業に対する社会的支援体制づくり（投資・発展戦略・融資・新製品開発・経営管理・技術革新・輸出入などに関するコンサルティング，教育・訓練，原材料の購入および製品の販売，企業登記と事業内容の変更などの面における支援）が不十分であること，という５点を挙げている。

これを受けて，発展対策として，①健全な法律体系づくり，②中小企業の発展における資金面での解決，③社会的支援体制づくり，④中小企業発展のための政府等による人材育成，⑤改革の進展を通じての良好な市場環境づくり，という５点が特筆されているのである。

### (4) 総論編：発展と趨勢

次の「２　中小企業の発展と趨勢」においては，これまで中国において中小企業がどのように扱われてきたのかが描かれている。ここでは「（１）わが国中小企業発展の歴史的回顧」,「（２）第11期３中全会より中小企業が急速に発展した原因」,「（３）わが国中小企業の発展周期」,「（４）わが国中小企業の発展傾向」,「（５）中小企業の発展を促進するための提言」が述べられている。ここでまず注目されるのは,第11期３中全会(改革・開放政策はこの会議より始まった）以来の中小企業の急速な発展とその原因である[13]。

（２）において特筆されているように，1つには1984年以降の郷鎮企業の急成長，もう１つとして自営業者と私営企業の合法的な地位の向上を見逃すことはできない。

郷鎮企業というのは，農村部の集団所有制経済組織あるいは農民による投資を主として，郷鎮（所轄の村を含む）で活動を行い，農業支援の義務を負う各種企業のことをいう[14]。郷鎮企業は，農村部における大量の余剰労働力を解決する１つの大きな力になっただけでなく，多くの企業家を育てることになった。郷鎮企業の大部分が中小企業であり，中小企業の大きな割合を郷鎮企業が占めていることを考えると，郷鎮企業の発展は中国の中小企業の発展を考えるうえで欠くことのできない要素であることがわかる。

本書（＝『1999年白書』）における直接の記述を若干逸脱するが，自営業者と私営企業の地位向上を示す補完データとして，ここで【表2】・【表3】・【表4】の統計数値を示すことにしたい。【表2】に見られるように，近年の自営業者と私営企業の成長ぶりは目を見張るものがある[15]。中国の工業生産でいうならば，1998年の時点において国有工業企業ならびに国有持株工業企業が中国工業企業の総生産額に占める割合は28.2%となっており，1978年における77.6%と比較すればその低下ぶりが明瞭であろう[16]。これに対して，私営企業（＝【表3】）と自営業者（＝【表4】）は1年間で2桁ないし3桁の成長さえ遂げていることがわかる。

こうした現実における成長を支えてきたのが，

表2　中国工業生産総額

| 年 | 工業生産総額 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全体 | 国有・国有持株企業 | | 集団所有制企業 | | 個人業者 | | その他の経済類型 | |
| | 億元 | 億元 | 比率% | 億元 | 比率% | 億元 | 比率% | 億元 | 比率% |
| 1978 | 4,237 | 3,289 | 77.6 | 948 | 22.4 | | | | |
| 1980 | 5,154 | 3,916 | 76.0 | 1,213 | 23.5 | 1 | 0.0 | 25 | 0.5 |
| 1985 | 9,717 | 6,302 | 64.9 | 3,117 | 32.1 | 180 | 1.9 | 117 | 1.2 |
| 1986 | 11,194 | 6,971 | 62.3 | 3,752 | 33.5 | 309 | 2.8 | 163 | 1.5 |
| 1987 | 13,813 | 8,250 | 59.7 | 4,782 | 34.6 | 502 | 3.6 | 279 | 2.0 |
| 1988 | 18,224 | 10,351 | 56.8 | 6,588 | 36.1 | 791 | 4.3 | 450 | 2.5 |
| 1989 | 22,017 | 12,343 | 56.1 | 7,858 | 35.7 | 1,058 | 4.8 | 758 | 3.4 |
| 1990 | 23,924 | 13,064 | 54.6 | 8,523 | 35.6 | 1,290 | 5.4 | 1,048 | 4.4 |
| 1991 | 26,625 | 14,955 | 56.2 | 8,783 | 33.0 | 1,287 | 4.8 | 1,600 | 6.0 |
| 1992 | 34,599 | 17,824 | 51.5 | 12,135 | 35.1 | 2,006 | 5.8 | 2,634 | 7.6 |
| 1993 | 48,402 | 22,725 | 47.0 | 16,464 | 34.0 | 3,861 | 8.0 | 5,352 | 11.1 |
| 1994 | 70,176 | 26,201 | 37.3 | 26,472 | 37.7 | 7,082 | 10.1 | 10,421 | 14.8 |
| 1995 | 91,894 | 31,220 | 34.0 | 33,623 | 36.6 | 11,821 | 12.9 | 15,231 | 16.6 |
| 1996 | 99,595 | 36,173 | 36.3 | 39,232 | 39.4 | 15,420 | 15.5 | 16,582 | 16.6 |
| 1997 | 113,733 | 35,968 | 31.6 | 43,347 | 38.1 | 20,376 | 17.9 | 20,982 | 18.4 |
| 1998 | 119,048 | 33,621 | 28.2 | 45,730 | 38.4 | 20,372 | 17.1 | 27,270 | 22.9 |

注：1. 本表は当年価格で計算した。
　　2. 1995年以前の「国有・国有持株企業」は国有工業企業を指している。
（出所）『中国統計摘要―2000』中国統計出版社、2000年、105ページを加工した。

政府や党などによって出されてきた非公有制企業の地位向上に関する数々の声明などである。

たとえば，1999年３月15日には「中華人民共和国憲法修正案」が全人代で通過しており，憲法第６条における「中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は生産手段の社会主義公有制，すなわち全人民所有制と労働群集による集団所有制である〔…以下略〕」という文言は，これに続く後半部分において「〔…前略〕国家は公有制を主体として，複数の所有制経済がともに発展する基本経済制度を堅持する〔…以下略〕」という文言に修正されている。これは，複数の所有制形態に非公有制の要素が入っていることを強調したものである。より具体的には，憲法第11条の一部に「法律の定める範囲における個人経済や私営経済などの非公有制経済は，社会主義市場経済の重要な構成部分である」，さらには「国家は，個人経済・私営経済の合法的な権利と利益を保護する」という文言を加えることによって，自営業者と私営企業の発展が後押されているわけである[17]。

さらに今日に至って，江沢民は2000年に「３

表3　中国私営企業発展状況

| 年 | 企業数 | | 従業員数 | | 生産額 | | 小売販売額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 対前年増加% | 万人 | 対前年増加% | 億元 | 対前年増加% | 億元 | 対前年増加% |
| 1989 | 90,581 | | 164 | | 97 | | 34 | |
| 1990 | 98,141 | 8.3 | 170 | 3.7 | 122 | 25.8 | 43 | 26.5 |
| 1991 | 107,843 | 9.9 | 184 | 8.2 | 147 | 20.5 | 57 | 32.6 |
| 1992 | 139,633 | 29.5 | 232 | 26.1 | 205 | 39.5 | 91 | 59.6 |
| 1993 | 237,919 | 70.4 | 373 | 60.8 | 422 | 105.9 | 190 | 108.8 |
| 1994 | 432,240 | 81.7 | 648 | 73.7 | 1,140 | 170.1 | 759 | 299.5 |
| 1995 | 654,531 | 51.4 | 956 | 47.5 | 2,295 | 101.3 | 1,006 | 32.5 |
| 1996 | 819,252 | 25.2 | 1,171 | 22.5 | 3,227 | 40.6 | 1,459 | 45.0 |
| 1997 | 960,726 | 17.3 | 1,349 | 15.2 | 3,923 | 21.6 | 1,855 | 27.1 |
| 1998 | 1,200,978 | 25.0 | 1,709 | 26.7 | 5,853 | 49.2 | 3,059 | 64.9 |
| 1999 | 1,508,857 | 25.6 | 2,022 | 18.3 | 7,686 | 31.3 | 4,191 | 37.0 |

（出所）蘭世勇「非公有制経済発展状況図表（1978～1997）」（張厚義・明立志主編『中国私営企業発展報告（1978～1998）』社会科学文献出版社、1999年、61ページ）と、陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（2000）』民主与建設出版社、2001年、137ページを合成し、加工した。

表4　中国個人商工業者発展状況

| 年 | 企業数 | | 従業員数 | | 生産額 | | 小売販売額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 万社 | 対前年増加% | 万人 | 対前年増加% | 億元 | 対前年増加% | 億元 | 対前年増加% |
| 1981 | 183 | | 227 | | | | | |
| 1982 | 261 | 42.6 | 320 | 41.0 | | | | |
| 1983 | 590 | 126.1 | 747 | 133.4 | | | 160 | |
| 1984 | 933 | 58.1 | 1,304 | 74.6 | | | 288 | 80.0 |
| 1985 | 1,171 | 25.5 | 1,766 | 35.4 | | | 479 | 66.3 |
| 1986 | 1,211 | 3.4 | 1,846 | 4.5 | | | 585 | 22.1 |
| 1987 | 1,373 | 13.4 | 2,158 | 16.9 | 306 | | 744 | 27.2 |
| 1988 | 1,453 | 5.8 | 2,305 | 6.8 | 516 | 68.6 | 1,024 | 37.6 |
| 1989 | 1,247 | -14.2 | 1,941 | -15.8 | 559 | 8.3 | 1,147 | 12.0 |
| 1990 | 1,328 | 6.5 | 2,093 | 7.8 | 642 | 14.8 | 1,270 | 10.7 |
| 1991 | 1,417 | 6.7 | 2,258 | 7.9 | 782 | 21.8 | 1,526 | 20.2 |
| 1992 | 1,534 | 8.3 | 2,468 | 9.3 | 926 | 18.4 | 1,861 | 22.0 |
| 1993 | 1,767 | 15.2 | 2,939 | 19.1 | 1,387 | 49.8 | 2,710 | 45.6 |
| 1994 | 2,187 | 23.8 | 3,776 | 28.5 | 1,638 | 18.1 | 4,211 | 55.4 |
| 1995 | 2,528 | 15.6 | 4,614 | 22.2 | 2,791 | 70.4 | 5,355 | 27.2 |
| 1996 | 2,704 | 7.0 | 5,017 | 8.7 | 3,539 | 26.8 | 6,706 | 25.2 |
| 1997 | 2,851 | 5.4 | 5,442 | 8.5 | 4,553 | 28.7 | 8,074 | 20.4 |
| 1998 | 3,120 | 9.4 | 6,114 | 12.3 | 5,960 | 30.9 | 9,780 | 21.1 |
| 1999 | 3,160 | 1.3 | 6,241 | 2.1 | 7,063 | 18.5 | 12,015 | 22.9 |

（出所）蘭世勇「非公有制経済発展状況図表（1978～1997）」（張厚義・明立志主編『中国私営企業発展報告（1978～1998）』社会科学文献出版社、1999年、65～66ページ）と、陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（2000）』民主与建設出版社、2001年、138ページを合成し、加工した。

つの代表論」という重要思想を提出している。「３つの代表論」とは，「中国共産党がこれまで人々から支持されてきたのは，党が，中国の先進的な生産力の発展を代表し，中国の先進的な文化の進む方向を代表し，中国の最も幅広い人々の根本的な利益を代表してきたからである」とするものである。ここで注目されるのは「生産力の発展」と「最も幅広い人々の利益」について言及している点である。つまり，中国共産党が労働者階級の政党から大衆政党へ転換することを含みとして，私営企業家の存在を労働者階級と同等なものに位置づけようとする意図が読み取れるのである。このことは，2001年７月１日に江沢民が行った「七一講話」において，よりいっそうのダメ押しがなされている[18]。

これらを受けて，この章における中小企業発展のための提言としては，①中小企業を管理する機構を創設・維持し，関連する法律を制定し，中小企業の発展を保護・育成する，②中小企業に対する支持と支援を強め，中小企業のスピード成長を促進する，③中小企業の分類を科学的に行い，中型企業と小型企業を区別して扱う，という３点が挙げられている。

中小企業を管理する機構の創設と維持等については，日本の状況が例示されている。1948年に制定された『中小企業庁設置法』，1949年に制定された『中小企業等協同組合法』，1957年に制定された『中小企業団体の組織に関する法律』などが列挙されており，この日本モデルを参考にして中国における体系的な法整備が必要であることが暗示されている。

中小企業に対する支持と支援の面では，3つの層が強調されている。１つめの層は，「間接的な支援」として，輸出や技術革新などを行おうとする中小企業に対する政府の優遇政策が挙げられている。２つめの層は，「非金融的な支援」として，中小企業に対するコンサルティングや技術支援の重要性が挙げられている。３つめの層は，「金融支援」として，中小企業金融の充実の必要性が大きく取り上げられている。そして，

現在の中国においては，中小企業と大企業とを区別して，中小企業の発展に力を入れることが重視される，と述べられている[19]。

これを受けて，中小企業の新しい分類について，指摘がなされている。これまで中国の大・中・小企業の分類については，生産能力を基準とする方法が主に行われてきた[20]。しかし，この方法では，中小企業政策の実施に当たって所期の効果が出てこない可能性がある。このことから，資産総額と売上高による基準で分類するという新方式が，現在検討されている。これについては，『1999年白書』の49ページに述べられている。

### (5) 総論編：立法と政策

総論の最後において，「3　中小企業立法と政策」が述べられている。これは，立法の部分と中小企業支援政策の部分とに分かれている。

はじめに，中小企業立法について，国外の状況と中国の状況が記載されている。このなかで強調されているのは，中国においてまだ中小企業に関する専門的な法律が出されていないという点である。関連する法律として『全人民所有制工業企業法』，『中外合弁経営企業法』，『中外合作経営企業法』，『外資企業法』，『私営企業法』，『郷鎮企業法』，『会社法』などが出されているが，これらは所有制形態等の区別によって立てられたものであり，かつ政府が企業をどのように管理するかという点に重点が置かれている。そのため，中小企業という弱者に対する保護の視点が欠如している。現在中国が制定を急いでいるのは『中小企業促進法』であり，これまでに出されている類似の法律には『郷鎮企業法』などがあるという。

『郷鎮企業法』では，税金面での優遇や金融面での支援が盛り込まれている。また，現在起草中の『中小企業促進法』では，中小企業の発展を支援・保護するための制度と原則に関する規定が作られる予定であるという。具体的には次のような内容になることが期待されている[21]。

（1）中小企業を保護し発展させる立法指導思想。これには，①中小であるという弱者の権益の保護，②税制・融資などを通じた発展の支援，③技術・情報提供・人材育成などの社会的支援体制づくり，④中小企業が生産性を向上させて競争力をつけるための政策的誘導，⑤脱税・環境汚染やコピー製品の製造などに対する取締りという５つの点が重要であるという。

（2）中小企業を保護し発展させる立法の目標。その内容として，①中小企業の安定的な発展の促進，②中小企業における技術進歩の推進，③ハイテク要素の導入や第３次産業への若干のシフトを含めた中小企業の構造調整の加速，④中小企業に対する管理体制が所有制形態等の違いにより従来バラバラに行われてきたのを改めて再編成する，の５点が挙げられている。

（3）中小企業を保護し発展させる立法の調整範囲を明確にする。すなわち，中小企業として定義される範囲を，改めて明確に規定する必要がある。

（4）中小企業を保護し発展させるための融資政策。これには，①中小企業金融機関の創設，②信用供与システムの創設と完備，③技術水準が高く，輸出能力があり，多くの失業者を受け入れることが可能な中小企業に対する政府の優遇政策，④中小企業の外部環境を緩やかにし，上場のための融資を助ける，⑤中小企業の国際展開を奨励し助けて，外資ならびに技術成果を採り入れる，という点が指摘されている。

（5）中小企業の社会的支援体制づくり。これには，①社会的支援体制作りの初期における政府の指導（ただし，中小企業発展のための政策とサービス環境に重きを置くべきであり，中小企業の業務そのものに直接関わるものではない），②中小企業の社会的支援に関わるさまざまなサービス機関の創設，③中小企業に対する社会的支援体制づくりを進めるうえでの環境を整えるために，各種業界団体・会議所や大学・研究機関などの各方面における積極性を喚起させる，という点が重要であると述べている。

つづいて，中小企業支援政策としては，国外

の状況と国内の状況について記述がある。国内の状況については，中国のように人口が大きい国においては，所有制形態による中小企業政策をやめて，国外で行われている各種政策を参考にしながら，新しい政策を整備していく必要があると述べられている。具体的には次の８点が指摘されている[22]。

（１）中小企業に対する管理機構の健全化。これに対応する政府機関の組織として，国家経済貿易委員会の中小企業司が創設されている。そこで，現在のところ，次のような業務を行うことが必要であろうと述べられている。①中小企業を統括するための統一的な機関の設立。ここにおいては，中小企業支援政策の制定に関する研究，小企業からの声の収集，中小企業関連法の実施の監督，大企業と中小企業との間の協力体制づくりと中小企業の競争力向上の促進，中小企業における経営管理体制づくりの支援，中小企業情報ネットワークの創設，公平な市場競争の維持と小企業に対する大企業からの抑圧の防止，小企業の国際展開を促進する組織づくり，といった点がその機能として期待されるという。また，②中小企業が各種業界団体などの全国ないし地域ネットワークを組織するために，政府がバックアップすることや，③政府または民間が主となって，情報提供，人材育成，コンサルティングなどを行う中小企業の仲介組織を創設する必要があるという。

（２）社会的支援体制づくり[23]。これは次の点から着手する必要があるという。①中小企業情報システムの創設。政府機関の情報ネットワークや各種コンサルティング機関ならびに業界団体の情報ネットワークなどの創設もあわせて重要となる。②中小企業研究機関の創設。大学や研究機関と中小企業の協力を得て，単独あるいは共同で新技術や新製品を開発する研究機関を創設する必要がある。③小企業インキュベータの創設。④管理技法の指導，コンサルティング，人材育成を行う機関の開発。政府のほかに大学・研究所の協力が必要である。⑤企業診断システムの導入。⑥中小企業の社会的支援体制を補強するための仲介機関の創設。政府主導でも民間主導でもよいが，大企業優先主義を打破したサービス提供が必要である。

（３）金融政策。これについては，中国の現状に鑑みて，次の方面についての政策が必要であるという。すなわち，①中小企業の信用供与のための担保基金。②中小企業専門銀行の創設。③中小企業のリスクを担保する基金の創設。④小企業に対する融資プログラムの実施。⑤中小企業発展基金などの創設。⑥中小企業融資の第二市場の創設がこれである。

これらのうち，⑤について言うと，中小企業発展基金を構成するものとして，政府が中小企業発展のための資金から拠出する部分，中小企業からの増加税収のうち一定比率の部分，基金の運用によって生じた部分，自然人または法人からの寄付によるものなどが想定されている。また，その適用範囲としては，ハイテク化・専門化・国際化しようとする中小企業や，少数民族地域・辺境地域・貧困地域の中小企業，中小企業間で経済技術協力を行おうとするもの，国家の産業政策に合致する方向で構造調整を行おうとする中小企業，技術革新を進めようとする中小企業，ブランド商品を開発しようとする中小企業，職業教育と技術訓練を行おうとする中小企業，中小企業の信用供与などが挙げられている[24]。

（４）納税での優遇。これには，①中小企業が不利とならないように適切な調節税を設ける，②適切な分類に基づく納税制度とする，③自然災害によって重大な損失を受けたときの減免・救済措置が含まれている。

（５）中小企業の発展と再就職プロジェクトとの連携。再就職プロジェクトというのは，国有企業等における「６か月以上の失業者」を重点対象とし，政府・企業・本人の三者が協力して新たな就職を進めていこうとするキャンペーンである[25]。これとの連携として，①一時帰休者および失業者が中小企業を創業するための基金

を創設する，②一時帰休者が創業した小企業に対する納税面での優遇（減免，支払い期間の猶予など）を行う，③少額の融資を通じて創業を奨励する，などの具体策が述べられている。

（6）ハイテク中小企業を大いに発展させる。ハイテク産業は中小企業の新しい成長ポイントであり，中国中小企業が国際的に競争力をもつためにも重要であると指摘されている。ここでは，①開業条件の緩和，②技術革新基金がすでに創設されたことなどが挙げられている。

（7）中小企業生産の基地化と専門化。基地化とは，同類製品および関連製品の生産をある特定地域に相対的に集中させること（たとえば米国のシリコンバレーなど）であり，専門化とは，小企業がもっぱら大企業のために部品を生産し，大小企業の分業を形成することであるという[26]。中国では，大企業であると小企業であるとを問わず「大而全，小而全」（＝企業の中にすべての部門をワンセットで抱え込む）という資源配分がなされている場合が多く，ある部品に特化した専門小企業が相対的に少ない状況にある。そのため，高品質で低コストの部品を大企業が小企業から調達するのが難しく，また小企業としても大企業から資金・技術・管理に関する支援を受けることが困難になっている。そこで，このような構造的な問題を解決するような政策として，中小企業生産の基地化と専門化が求められるのである。

（8）重点支援を行う中小企業の確定。中国の国情を考えると，次のような方面に重点を置くことが望まれるという。①比較的基礎があり，大学や研究機関と関連をもてる都市の中小企業をハイテク分野で発展させるための重点支援。②地域格差を改善させるのに効果のある地域の中小企業への重点支援。③就業を増加させる中小企業への重点支援。④輸出の面で有利な中小企業への重点支援。⑤現地の資源と農副産品を主な原料とする資源加工型中小企業への重点支援。⑥環境保護型の中小企業への重点支援。

**(6) 各論編以下の構成**

以上の総論編をうけて，各論編では「1　わが国中小企業経済組織の現状とその新たな形勢の下における戦略的調整」，「2　私営企業の発展と統治構造」，「3　国有中小企業の改革」，「4　中小企業の社会的支援体制づくり」，「5　中小企業の信用供与」，「6　中小企業のベンチャー経営」，「7　中小企業の産業における位置づけ」，「8　中小企業ネットワークの建設」，「9　WTOと中小企業の国際経営」，「10　民営企業の制度革新と経営革新」の10章構成で各論が展開されている。これらは，現在の中国中小企業に関する諸問題の中でとくに重点と考えられている問題であることが推察される。

「1　わが国中小企業経済組織の現状とその新たな形勢の下における戦略的調整」において，この章の筆者は21世紀を中小企業の時代としてとらえ，中国における中小企業発展の意義を分析している。ここでは，政府の関与から独立して経営が行いえる中小企業の確立という思想解放，中小企業政策の重要性に関する認識の向上，中小企業に対する政府の体系的管理制度の確立，中小企業を支援する法体系の整備，企業規模についての新しい基準づくりなど中小企業の発展に必要なソフト基盤の整備が必要である，と指摘している。また，中小企業の優位性に着目し，中小企業を国民経済の中で具体的にどのように位置づけたらよいか，という問題については，「7　中小企業の産業における位置づけ」の中で論じられている。

「2　私営企業の発展と統治構造」においては，私営企業の発展状況とそこにおけるコーポレートガバナンスの問題が分析されている。この部分は103ページから142ページまでに及ぶ大作となっており，公有制企業の経営問題とは異質の，そしてこれからすべての中国企業にとっての重要ポイントになると考えられる問題について，多くの記述がなされているのが特徴的である。たとえば，出資者の機能と経営者の機能，出資者と経営者との関係，私営企業の主な出資者の

構成，株主総会や取締役会のメンバーの構成，重大な意思決定の行われるレベル，中間管理者や従業員の採用に関する現状，経営者の資質と企業家精神，中間管理者や従業員のモチベーションに関する状況などがデータに基づいて論じられている。これらについては，家族経営の可能性と限界との関連で,「10　民営企業の制度革新と経営革新」においてその発展的な分析が行われている。

「３　国有中小企業の改革」は,「抓大放小（＝国民経済の命運を左右するような大型企業グループは国家が主導権を握って重点的にこれに関わり，それ以外の小企業については改組，経営権リース化，大企業への併合，民間への売却，管理の強化等を通じて，これを自由化・活性化しようとする政策）」を踏まえて，国有企業に焦点を当てて分析を行ったものである。

また，中小企業の発展のためには，これを支援する社会的システムが必要である。このことを踏まえて,「４　中小企業の社会的支援体制づくり」ではそれが中国において欠如していることを描写し，諸外国を参考にして今後整備していかねばならない方面について述べている。この部分は，今後中国において必要な中小企業関連の制度や機関などについての具体的な記述がある（小論では末尾に〔資料３〕として要約を掲げることとした）。「５　中小企業の信用供与」と「８　中小企業ネットワークの建設」は社会的支援体制づくりの具体的な項目に相当するものであり,「６　中小企業のベンチャー経営」は社会的支援体制づくりが必要であることの背景を述べている。

「９　WTOと中小企業の国際経営」では中国の中小企業が国際展開してきた状況と今後の展望を述べている。ただし，この点については，むしろ『2000年白書』の総論編と対外協力編において５章分にわたる分析がなされていることが象徴的である。グローバル経済化の中小企業に与える衝撃についての本格的な問題意識は，2001年以降の検討の中で展開されている。

以上の各論編に続いて，部門・産業編では「１　中小鉄鋼業の発展と現状」,「２　中小炭坑の発展と現状」,「３　わが国金工業の発展と予測」,「４　中小軽工業の発展と趨勢」,「５　わが国中小印刷業の状況と発展趨勢」,「６　実現されるべき気体工業の社会化と企業間連合」,「７　中小機械工業の基本的状況」,「８　わが国電子部品工業の発展と予測」,「９　鉄道システム小企業の改革と発展」,「10　わが国中小流通業の改革・発展の現状と趨勢」の10章が立てられている。また，地域編では，北京，上海，天津，山西，遼寧，吉林，黒竜江，陝西，江蘇，浙江，寧夏，安徽，山東，河南，広東，海南，重慶，四川，貴州，雲南の各省市における中小企業の現状と展望が分析されている。最後の企業編においては，55社の個別中小企業の事例研究が掲載されている。

## 3.『中国中小企業発展与預測（2000）』について[27]

2001年に出版された『2000年白書』については，その副題に「グローバル経済の一体化と中小企業の競争力」とあるように，中国のWTO加盟とその中小企業への衝撃についての意識が強く出されているのが特徴である。以下，各編について具体的に検討してみよう。

序文には「希望と現実――新世紀における中小企業の発展についての略論」と「はしがき」の２つが収められている。「希望と現実――新世紀における中小企業の発展についての略論」では，21世紀のもたらす新たな希望ときびしい現実について触れ，中小企業が発展する新たな局面を作るための７つの点を述べている[28]。また,「はしがき」では，本書が中国のWTO加盟と中小企業の競争力との関連に注視した理由を説明している。とくに，WTO加盟により弱小の中小企業が国際競争の波に呑み込まれることの意味とこれに対応する必要性を述べている。総論編の「１　わが国中小企業の発展が直面する新しい情勢」と「２　WTOとわが国中小企業の

発展」は，この「はしがき」で示した内容をより具体的に説明した部分である。

グローバル経済の中に中国の中小企業が飛び込むとなれば，それに耐えうるだけの体質が企業に備わっていなければならない。そこで，素質編の「10　企業素質の特徴と内容」,「11　中小企業の経営管理」,「12　中小企業の融資能力」,「13　中小企業の革新能力」においてその具体的な中身を検討している。また，海外との関連については，対外協力編においてこれを積極的な方向で模索し，「7　わが国中小企業の対外協力」,「8　中小企業の海外との合弁」,「9　中小企業の対外直接投資」の３つの章に分けて具体的な状況を検討している。

ところで，一口に中小企業の発展といっても内容はさまざまである。その中でも現在の中国で注目されているのは，ハイテク中小企業，農村部のエースである郷鎮企業，それに徐々にその「市民権」を向上させつつある自営業者と私営企業という３つの類型を挙げることができるであろう。そこで，発展編において「3　わが国中小企業の発展の基本状況と傾向」,「4　科学技術型の中小企業の発展」,「5　新世紀に向かうわが国の郷鎮企業」,「6　改革・開放のなかで誕生したわが国の私営企業と個人業者」の４つの章を構成し，各類型の特徴に応じた問題点の指摘と発展への展望が述べられている[29]。

また，社会的支援体制づくりの具体化として，サービス編において「14　中小企業の信用供与システムの創設と発展」,「15　中小企業の経営コンサルティング」,「16　中小企業インキュベータの機能と設立」,「17　西部中小企業サービスシステムの設立の加速」が述べられている。この中で西部大開発との関連を持つ章が新たに立てられている点が印象的である。

これらを受けて，最後の展望編は「18　中小企業の競争力の向上」,「19　西部大開発と中小企業の発展」,「20　21世紀初期のわが国工業の成長と中小企業発展の方向」という３つの章で構成されている。１つには，大企業に対しても，海外企業に対しても，中国の中小企業が競争力で劣らないようにすることに着目している。２つには，中国国内における地域間格差の問題が深刻であることを受け，内陸部の中小企業が沿海地域や海外の企業との提携を通じて発展していくための方策を検討していることがわかる。また，締めくくりの第20章では，今後10年の中小企業の発展方向として，①伝統産業の技術改造を行うこと，②ハイテク産業に力を入れること，③国が独占してきた産業への進出を図ること，という３点を挙げている。

## 4. 若干のコメント――結びに代えて

小論では,『中国中小企業発展与預測（1999）』の構成と総論の内容を中心にして，中国の政策担当者が中国中小企業のあり方をどのような方向に導こうとしているのかを探ろうとした。まず，1949年の中華人民共和国建国以来，中国では「一大二公」の意識が強かったので，大きくなくて公有制でもない自営業者や中小私営企業はその存在自体もありえなかったことが【表１】の数値などから明らかである。

改革・開放政策が始まった1978年からこの状況に変化が見られ，少しずつ自営業者や私営企業が増えるようになるにつれて，中小企業の数も増加を開始するのである。そして，鄧小平の南巡講話や社会主義市場経済の確立が出される1992年になると，この傾向に拍車がかかるようになる。しかしながら，実際には国有企業に対する「抓大放小」の一解釈として現れたように，中国社会の小企業に対する差別視は1990年代末まで続いていた。「放小」を，自由化･活性化ととらえず,「小企業はどうなっても構わない」というような意味にとらえていた感さえあったといえるだろう。

90年代末から21世紀の初頭にかけて，中小企業を保護・育成することが中国経済の発展に有利である, という論調が出るようになり,「放小」の意味も真の意味での自由化・活性化にとられるようになってきた。このなかで，国際的に通

用するような競争力を中小企業に付けることも重要であるが，それ以前に中小企業は弱い立場にあるので，まずはこれを保護・育成する政策が必要である，という主張が行われていることが確認された。そのためには，法律の整備や中小企業に対する社会的支援体制づくりが急務であることが述べられていた。現在まさに起草中の『中小企業促進法』にこれらのことが盛り込まれている。

しかしながら，これは単なる保護・育成ではなく，重点を決めた中小企業の保護・育成である。しかも１年後の白書においては，早くもWTO加盟を意識した企業競争力の強化が前面に現れているのである。そのテンポの急速なことは特筆せざるをえないだろう。とはいえ，これは中小企業の保護政策から競争力強化政策へと切り換わったことを意味するというより，むしろ短期間のうちにさまざまなことがらを同時並行的に進めていかねばならないことを意味している，ととらえるのが妥当であろう。

中小企業政策とその新たな動向の中に，中国の国情ともいうべき特殊性を読み取ることができるであろう。たしかに中国は，日本・米国・イタリアなどの諸外国における中小企業政策を研究しており，とくに日本モデルについてはこれを中国の中小企業政策に導入しようとしていることがうかがえた。

しかしそれでも，社会主義体制を堅持していることによるイデオロギー上の問題，急速な成長を遂げつつも企業競争力は中程度の水準という問題，国内における著しい地域間格差や農村部の発展の問題，WTO加盟を間近にして迫る各種構造改革の問題などが，中国の中小企業政策の中に色濃く反映されていることが読み取れるのである。

たとえば，郷鎮企業は，この白書（1999年版と2000年版）の中でも重要な概念として扱われている。しかしながら，他方で中国経済の動向を象徴すると思われる「民営経済」という言葉が，ごく最近台頭しつつあるのも事実である。また，中小企業司という統一的な政府機関の創設は，農村部の発展という特別の任務を課せられた郷鎮企業の性格を相対的に薄めることになる可能性がある。WTO加盟が決まれば，この動きがますます加速されることになるだろう。郷鎮企業は，農村部の発展に貢献する企業ではなく，単なる農村部における民営企業という扱いになる可能性が現れてきたのである。ここに１つの緊張した状況をかいまみることができる。

また,「民営経済」という言葉との関連でいえば，これを「私営経済」あるいは「資本主義経済」と区別して使用している点が注目される[30]。現在の中国は社会主義市場経済の建設を推進しているのであるが，政治面では中国共産党が独裁的なリーダーシップを発揮し，これが企業経営に影響を与えるという体制をとっている。まずこのことからも，社会主義市場経済は資本主義経済と区別されなければならない。

しかし，国有企業の比重低下と自営業者・私営企業の成長が中国経済の現状であり将来像でもある。この意味では１つのイデオロギー上の危機ともいえる。そこで，政治面での突破を企図して，あえて公有民営企業も含みうるような「民営経済」という概念を登場させる必要があったのだろう，と推察されるのである。

そして，かかるイデオロギー上の思想解放が必要なのは，たとえば社会的支援体制づくりにおいても色濃くこれを見取ることができるのである。すなわち，中小企業政策という政府による働きかけによって民間主導の支援体制を作るという「離れわざ」をやってのけようとするならば，どうしても「民営のメカニズムを熟知した政策」が不可欠となる。

まるで言葉遊びのように聞こえるかもしれないが，結局，日本モデルを参考にしつつ，社会主義市場経済を建設する重要な要素として中小企業を育てようとするならば，それを急げば急ぐほど「民営経済」という言葉が便利な存在としてクローズアップしてくるのである。もはやWTO加盟が目前に迫りつつある現在，イデオ

ロギーはますます棚上げせざるをえない状況になるであろう。

このような国情があるにせよ,「民営経済」の大きな部分を占める中小企業を保護・育成し，これを競争力のある存在へと転換させていくことが中国には必要である，という認識が中国政府の中でなされつつあることが，この白書から読み取れる。そして，この転換は現在進行形のものであり，かつ国情との関連で多くの緊張をはらんだものであると察せられるのである。実際，関係筋から話をうかがったところ，中国国内では大企業優先政策と中小企業発展政策との間の議論が行われているところであり，必ずしも後者の勢力が優勢であるとはいえない状況とのことであった。こうした複雑な状況が実際の姿であるように思われるのである。

小論の標題は「中国理解への一視点」であった。その狙いは，今日中国の中小企業の動向を探る営みが中国理解への一歩となり，今後の日本を考えるヒントになるのでは，という思いにあった。ところが実際は「今後いっそうの考察が必要になった」というのがここまでの結論となってしまった。なぜならば，この東アジアにおけるダイナミズムの中にこそ，何か１つのチャンスが見出せるような予感がするからである。

1）これまでに次の２冊が出版されている。１冊目は，陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（1999)』民主与建設出版社，2000年である。２冊目は，陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（2000）――全球経済一体化与中小企業競争力』民主与建設出版社，2001年である。本文および注において，以下ではそれぞれ『1999年白書』,『2000年白書』と略記することがある。

2）「抓大放小」と呼ばれる方針がこれに相当している。

3）〔資料１〕はその目次である。

4）『中国経済データハンドブック　2000年版』財団法人日中経済協会，2000年，28ページによる。

5）中国社会科学院工業経済研究所『中国工業発展報告（2000）――中国的新世紀戦略：従工業大国走向工業強国』経済管理出版社，2000年，377ページによる。

6）中国において中小企業が軽視されてきたことについては，高久保　豊「中国の経済改革と中小企業」『中小商工業研究』第59号，1999年４月，29～30ページにおいて指摘している。

7）中小企業司が設けられたもう１つの背景として，それまでは所有制形態や法律規定の違いによって各種の中小企業が存在しており，これらを所轄する政府機関が別々になっていたことがある（たとえば，同じ中小企業でも，郷鎮企業は農業部の所轄，ハイテク型中小企業は科学技術部門の所轄，個人業者は商工部門の所轄などという具合に分かれている)。

8）国務院直属のシンクタンクとしては，ほかに国務院発展研究センターや中国科学院（後者は自然科学方面）などがある。

9）この部分の６～８ページの小見出しは次の通りである。①中小企業改革の促進を積極的かつ規範的に継続し，中小企業の債務負担をさまざまな方法で解決する，②中小企業の専門化を通じた分業を奨励・促進し，構造調整を大いに推し進める，③技術革新能力の育成を加速する，④都市部における失業・一時帰休者が中小企業を創業し発展させる手助けをする，⑤公平な競争を行う市場環境を創造する，⑥中小企業の外部政策の環境を改善する。

10）この予測は『1999年白書』３ページの記述による。

11）【表１】を見ると，当時の中国における中型企業は，1社あたりの従業員数が893人いることがわかる。本文において，中小企業を代表する数値として小型企業のみに着目したのは，このためである。

12）『1999年白書』20ページの表１-４による。

13）第11期３中全会（＝中国共産党第11期中央委員会第３回全体会議）とは，1978年12月18日から22日まで行われた会議であり，このなかで党の活動重点を社会主義現代化建設に置くことが決議された。言い換えれば，いわゆる改革・開放政策はこの会議から始まったわけである。

14）『中華人民共和国郷鎮企業法』第２条による。これについては，高久保　豊「中国の市場経済化と郷鎮企業」（藤井光男編著『東アジアにおける国際分業と技術移転――自動車・電機・繊維産業を中心として――』ミネルヴァ書房，2001年，第13章に所収)，291ページに詳しく記述してある。

15）自営業者と私営企業は，いずれもその資産が中国内地公民私人の所有であり，かつ営利追求を目的とする経営体であるが，自営業者は従業員数が７名以下，私営企業は従業員数が８名以上という区別がある。

16）『中国統計摘要――2000』中国統計出版社，2000年，105ページ＝【表２】を参照されたい。

17）『中華人民共和国憲法修正案（1999年３月15日第９期全国人民代表大会第２回会議で通過)』における記載を引用した。これについては，中華全国工商業聯合会・中国民（私）営経済研究会聯合編輯『中国私営経済年鑑（2000年版)』華文出版社，2000年の７ページに掲載された文に基づいた。

18）これらについては，次の参考文献などがある。江沢民「論『三箇代表』」中央文献出版社，2001年。

『新世紀党的建設的偉大綱領：学習江沢民総書記「七一」講話輔導』，中共中央党校出版社，2001年。『馬克思主義与時俱進的理論創新：学習江沢民「論『三箇代表』」輔導材料』新華出版社，2001年。

19）『1999年白書』48ページによる。

20）従来の分類基準については，高久保　豊「中国の経済改革と中小企業」『中小商工業研究』第59号，1999年４月号の30～31ページで説明している。

21）『1999年白書』57～61ページの記述による。

22）『1999年白書』71～78ページの記述による。

23）小論の〔資料３〕でその内容をより具体的に要約したので，参照されたい。

24）『1999年白書』74～75ページの記述による。

25）竹内実・矢吹晋編『中国情報用語事典（1999～2000年版）』蒼蒼社，1999年，180ページを参考にして記述した。

26）『1999年白書』76ページの記述による。

27）〔資料２〕はその目次である。

28）その内容は次の７点である。①59号文書の貫徹と政策支援体系の整備，②国有中小企業改革の規範的な推進，③構造改革に力を入れて，新たな成長ポイントを育成すること，④さまざまな方式の中小企業融資を整備すること，⑤モデル実験を活かして中小企業の社会的支援体制づくりに力を注ぐこと，⑥中小企業の専門化を通じた分業体制づくりを促すこと，⑦対外協力と国際交流に力を入れること。

29）近年，郷鎮企業という言葉について，これを企業側が好んで用いない状況が見られるようになりつつある。郷鎮企業というと「泥臭い」というイメージが想起されるため，今後は「垢抜けた」企業へと変身するべく第二次創業を図っている企業が見られる。また，郷鎮企業というのはすぐれて中国的な概念であり，世界標準に相容れない独特な性質を持ち合わせている。このため，中小企業政策の中における郷鎮企業の位置づけについて，今後さまざまな議論が出てくることが予想される。

30）陽小華・曾健民らの見解では「民営経済とは官営経済あるいは国営経済の対となる概念であり，国有国営以外のあらゆる所有制形態と経営方式の総称である」という。すなわち，「非『国有国営』経済を指すものである」と定義する（陽小華・曾健民等『民営経済発展研究』湖北人民出版社，2000年，1ページの記述による）。楊幹忠等主編『民営経済実用詞典』中国発展出版社，2001年における民営経済の定義も，ほぼこれと同様である。

## 〔資料１〕『1999年白書』の構成

●書名

国家経済貿易委員会中小企業司・中国社会科学院中小企業研究センター編，陳乃醒主編『中国中小企業の発展と予測（1999）』民主与建設出版社，2000年

●目次

中小企業を振興し，新しい経済の成長点を刺激しよう。

はしがき

総論編

1　中小企業発展の理論と実践
2　中小企業の発展と趨勢
3　中小企業立法と政策

各論編

1　わが国中小企業経済組織の現状とその新たな形勢の下における戦略的調整
2　私営企業の発展と統治構造
3　国有中小企業の改革
4　中小企業の社会的支援体制づくり
5　中小企業の信用供与
6　中小企業のベンチャー経営
7　中小企業の産業における位置づけ
8　中小企業ネットワークの建設
9　ＷＴＯと中小企業の国際経営
10　民営企業の制度革新と経営革新

部門・産業編

1　中小鉄鋼業の発展と現状
2　中小炭坑の発展と現状
3　わが国金工業の発展と予測
4　中小軽工業の発展と趨勢
5　わが国中小印刷業の状況と発展趨勢
6　実現されるべき気体工業の社会化と企業間連合
7　中小機械工業の基本的状況
8　わが国電子部品工業の発展と予測
9　鉄道システム小企業の改革と発展
10　わが国中小流通業の改革・発展の現状と趨勢

地域編

北京，上海，天津，山西，遼寧，吉林，黒竜江，陝西，江蘇，浙江，寧夏，安徽，山東，河南，広東，海南，重慶，四川，貴州，雲南

企業編

55社の事例研究

●備考

国家経済貿易委員会中小企業司と中国社会科学院中小企業研究センターが共同で出版。中国で初めて出版された「中小企業白書」。

## 〔資料２〕『2000年白書』の構成

●書名

国家経済貿易委員会中小企業司・中国社会科学院中小企業研究センター編，陳乃醒主編『中国中小企業の発展と予測（2000）――グローバル経済の一体化と中小企業の競争力』民主与建設出版社，2001年

●目次

希望と現実――新世紀における中小企業の発展についての略論

はしがき

総論編
1　わが国中小企業の発展が直面する新しい情勢
2　ＷＴＯとわが国中小企業の発展

発展編
3　わが国中小企業の発展の基本状況と傾向
4　科学技術型の中小企業の発展
5　新世紀に向かうわが国の郷鎮企業
6　改革･開放のなかで誕生したわが国の私営企業と個人業者

対外協力編
7　わが国中小企業の対外協力
8　中小企業の海外との合弁
9　中小企業の対外直接投資

素質編
10　企業素質の特徴と内容
11　中小企業の経営管理
12　中小企業の融資能力
13　中小企業の革新能力

サービス編
14　中小企業の信用供与システムの創設と発展
15　中小企業の経営コンサルティング
16　中小企業インキュベータの機能と設立
17　西部中小企業サービスシステムの設立の加速

展望編
18　中小企業の競争力の向上
19　西部大開発と中小企業の発展
20　21世紀初期のわが国工業の成長と中小企業発展の方向

## 〔資料3〕中小企業の社会的支援体制づくりについて

（1）中小企業の発展に必要な社会的支援体制づくり

**① 中小企業発展の社会的支援体制づくりは，わが国の社会主義市場経済の建設にとって必要なことである。**

社会主義市場経済の建設期に入り，近年では国内市場の基本的な形成と国際金融秩序の動揺によって，わが国の産業組織は大きな調整段階に入っている。科学技術の発展によって，専門化・精緻化した中小企業が，強大な競争力を持つ大企業と同じように，社会主義市場経済の新しい情勢に適応する組織形態になってきた。

しかしながら，大企業に比べると，中小企業はまだ資金・人材・情報・技術などの面で制約がある。また，市場開拓や経営管理の面でも相対的に弱い立場に置かれている。中小企業がその機動性・柔軟性といった競争優位を発揮するには，生産の専門化と社会的支援体制による支えが前提となる。

世界的に見ると，健全なる中小企業の社会的支援体制を築き，中小企業の経営環境を改善することが，中小企業の発展を維持し促進する鍵であった。先進国における中小企業の社会的支援体制は比較的に整っている。アメリカ，日本，イタリア，ドイツなどでは，政府の支持によって中小企業発展を支援する機関がたくさん作られている。たとえば，融資の担保，創業指導，退職経営者サービス団，小企業学院，小企業発展研究センター，製造技術センター，製造技術普及センターなどのサービス機関がある。

これらの国に比べると，わが国の中小企業支援体制の建設は相対的に立ち遅れており，中小企業の発展ニーズを満たしていない。社会的支援体制の立ち遅れは，中小企業の経営コストを増大させ，中小企業全体の素質の向上を束縛し，中小企業の発展に著しい影響を与えている。

**② 社会的支援体制づくりは，政府職能の転換に必要なことである。**

計画経済期の政府は企業に対して直接管理を行うものであり，企業は政府の「生産現場」のような存在であった。こうしたモデルは市場経済になじまない。政府はその重点を企業の監督，誘導，支援，サービスといった間接管理の職能に転換し，企業を真の市場競争の主体にする必要がある。

**③ 社会的支援体制づくりは，政府と企業の職能を分けるための必要条件である。**

政府と企業の職能を分けることは，国有企業改革の中の重要な一項目である。社会的支援体制づくりは企業の意識改革を促進する助けとなる。企業が競争意識を備え，独立・自主発展・相互協力の能力が増強されてこそ，政府職能が正常化されるのである。

**④ 社会的支援体制づくりは，社会の安定を維持し国有中小企業の改革を推進するのに必要なことである。**

現在，わが国の新規労働力と国有企業の一時帰休が巨大な就職圧力となり，社会的危機になっている。既存企業への吸収は楽観視できず，新規中小企業の育成がこの問題を解決する根本的な策になっている。創業指導，融資援助，経営コンサルティング，技術サポートなどの内容を含む社会的支援体制は，中小企業にさまざまなサービスを提供することによって，創業リスクを軽減させ，中小企業の生存率を高めるのである。

このように，社会的支援体制づくりを進めることは，中小企業の改革と発展，政府職能の転換，政府と企業の職能分化，企業の外部環境の改善，社会の安定の維持などの面で重要な意義を持つ。これを受けて，1999年10月に開かれた共産党の第15期４中全会において「中小企業の

社会的支援体制を育成しよう」という文言が決議文に記されたのである。国家経済貿易委員会は，現在これに関する施策を検討中である。一部の地域ではすでにその摸索が始まっている。

（２）中小企業の社会的支援体制づくりを進めるさいの基本問題

社会的支援体制づくりは,1つの長期的かつ系統的な工程であり，政治・経済体制の諸問題に波及するものである。したがって，わが国の具体的な国情および経済発展段階によって，他国と異なる原則と実現形態をとることになる。

**①　支援体制の位置付け，指導思想，運営原則**

わが国の国情に適合する中小企業の社会的支援体制は，社会の各種中小企業にサービスを提供することを宗とし，良好な経営環境を作ることを目的として，中小企業の設立・生存と発展のために，多段階，多ルート，多形式，全方位サービスの社会的支援を提供するものである。それは，政府が中小企業の発展を支援するという意図を体現したものである。支援体制は，社会性，サービス性，専門化と市場化原則を体現すべきであり，その運営にあたっては，政府の支持・指導と監督の下で社会各界による参与がなされるべきである。

**②　支援体制の構造**

地方ならびに政府の関連部門によれば，わが国中小企業の社会的支援体制は，性質の異なるいくつかのレベルによって構成される。

a）政府の管理機構。

各レベルの経済貿易委員会（経委・計経委）の中小企業管理部門，あるいは政府の各経済機能部門が連合して組織した中小企業管理委員会。その機能は，政府の関連部門と共同で当該地域の支援体制の指導・調整・監督管理に対する責任を果たすことである。

b）総合サービス機構。

政府管理機構の許可を得て設立した中小企業サービスセンター，あるいはサービス部門が自発的に組織した業界団体。これは事業法人，社団法人，あるいは企業法人のいずれでもよい。これのコンセプトは総合的な公共サービスの自律組織であり，サービス機構と政府のかけはしとなるものである。

c）サービス機構。

中小企業のためにサービスを提供する各種の社会的機構。これらは法律に依拠して設立され,相応の条件を備える必要がある。事業法人，社団法人，企業法人，あるいは自然人でもよい。サービス機構は市場に即して運営され，政府の許可する範囲内で自主的経営の権利を持ち，市場ニーズに応じて多地域にわたる経営を行ってもよい。

**③　中小企業の社会支援体制の育成は，重点を明確にして少しずつ進めるべきである。**

現在，わが国中小企業に対する社会的支援体制のニーズは，主に資金融資，起業支援，技術サポート，コンサルティング，市場開拓，人材育成，国際提携の分野に集中している。国家と地方政府の財源は限られており，中国は地理的に広大で地域格差も大きいため，支援体制の建設を短期間で全面展開するには無理がある。各地域は具体的な必要に応じて，問題点を正しく掴み，地域の特色ある社会的支援体制を作るよう重点的に取り組む必要がある。

（３）中小企業の社会的支援体系づくりにおける政府の役割

**①　統一的な管理調整機関を創設すること**

わが国の中小企業管理部門はかなり分散している。同様に，わが国の中小企業支援機構についても統一的な管理調整を行う機関がない。サービス市場を整備し，各サービス機構の長所を十分に生かして，分散・独立している資源を集中することが重要である。管理調整機関は各レベルの経済貿易委員会に属する中小企業管理部門でもいいし，中小企業管理委員会でもよい。

**② 支援体制づくりに対する指導・管理と監督**

政府管理部門は支援体制づくりに対する指導・管理と監督を補強することによって，サービスの欠如，過当競争，「高価格･低サービス現象」を防止するべきである。かなりの部分が立法によらなければうまく進展できない面がある。法的な基礎を作り上げ，権力の濫用を防ぐことが必要である。

**③ サービス機構設立への投資**

社会的支援は，最終的にサービス機構によって実現される。サービスの政策的・公益的性格から，中小企業向けの社会的支援は市場による完成が不可能である。ゆえに，政府は総合サービス機構や公益的な公共サービス機構に対して，ある程度の設立資金の支持が必要である。その後毎年，サービスを受けた中小企業の納めた税金の増加部分から一定割合を取り，支援体制づくりの資金として充当する。

こうしたサービス機構は，中小企業向けの社会的支援体制の核となる非営利組織である。これと中小企業との関係はサービスを授受する関係であり，ほかの社会的仲介組織と補充しあい，支持しあい，協調しながら発展していくべきである。サービス機構の職員は，原則として設立する機関が社会に公募して採用される。職員は関連する専門知識と技能をもち，サービス精神に富んでいる必要がある。

**④ 適度なる参与にとどめ，計画と管理に重点をおく**

転換期のわが国において，起業に必要な社会資源はまだ不十分であり，政府の参与と投入が不可欠である。しかしながら，政府の参与は，中小企業の発展に適する政策環境とサービス環境の整備に重点をおくべきであり，直接管理は避けるべきである。

（4）中小企業の社会的支援体制づくりは，社会各界の参与と促進にかかっている

中小企業の社会的支援体制づくりは，社会全体に関わる系統的な工程であり，政府や企業を含む社会各方面の関係者の参与と促進いかんにかかっている。

**① 社会各界の長所を生かし，既存資源を十分に利用する**

業界団体，商工会議所，大学・科学研究機関など各方面の力を発揮する。大中型企業を退職した経営者や専門技能を持った人材にも，資格の認定を受けた上で中小企業のために仕事をしてもらう。社会全体で中小企業のために奉仕する良好な雰囲気を形成するべきである。

**② 社会的支援体制づくりは，中小企業の意識改革・主観的能動性にかかっている**

中小企業の独立・発展の意識と能力を育成することは，社会的支援体制づくりの中で１つの基礎的な仕事である。計画経済期においては，企業は経営自主権を失い，まったく政府に頼っていた。そのために社会的支援体制づくりが進まず，悪循環を形成していたといえる。

（5）中小企業の社会的支援体制の主な内容

**① 健全な中小企業への融資システムの創設**

a）わが国中小企業の融資の現状及び問題。

わが国中小企業は，新たに生み出した工業生産額の70%を創造した。しかし，1998年第１四半期までに国有銀行が中小企業に対して行った貸付は，貸付残高のわずか38%であった。ほかの商業銀行と信用組合の貸付金を含めても，全貸付金の44%しか占めていない。中小企業が多くを占める郷鎮企業が毎年獲得する銀行貸付金は，銀行系貸付総額のわずか10%しか占めていない。上海のある調査によると，中小企業の操業停止の原因は資金不足がその第一となっており，70%以上の中小企業が「融資が困難，あるいは大変困難」と答えている。

こうした原因は，中小企業の信用供与システ

ムが未成熟であるからである。主な資金供給源である国有大商業銀行は主に大企業のためにサービスを行い，貸付の方向や審査の手順などを中小企業への融資に適用してはいない。

中小企業への融資システムを作り上げるには，資金供給システムを完備し，中小企業への信用供与システムを作り上げる必要がある。後者は，中小企業融資システムを創設するための要である。

b) 信用供与システムの創設は，中小企業にとって融資の困難を改善する有効な道である。

（ｉ）健全な信用供与システムは，先進国が中小企業発展を支援する重要な施策である。

（ii）わが国における信用供与システム設立の試みについて。現在まで，わが国では全国的な中小企業信用供与システムは設立されていない。しかしながら，90年代以来，わが国の一部の地方では，続々と中小企業に融資担保を提供する試みが展開されている。また，1999年６月，国家経済貿易委員会中小企業司によって「中小企業の信用供与システムの設立を試みることに関する意見」が提出された。全国的な中小企業の信用供与システムの骨格はすでに作られている。

（iii）現存する問題点。現在わが国の信用供与基金の総合力から見ると，その規模と影響力が弱く，範囲も限られている。担保機構，引受企業，協力銀行のリスク分担の問題も未整備である。

（iv）わが国が信用供与システムを創設するさいの注意点。１つに，安定的な資金収入源を確保すること。２つに，担保リスクの有効なコントロールを行うこと。３つに，担保される企業の選択方法を厳格に規定すること。４つに，中小企業に対して財務管理・技術コンサルティング・人材訓練などを提供すること。５つに，市場化の操作を実行することである。

c）中小企業融資システムを完備し，中小企業融資の困難を徹底的に解決する。

中小企業に対する金融支援は１つの系統的な工程である。中小企業融資の困難を徹底して解決するために，政策上中小企業への金融支援を完全に整え，中小企業信用供与基金を設立するとともに，次の面の推進が必要である。

（ｉ）銀行間の競争を強め，金融サービスの水準と質を向上させる。

（ii）国有銀行の商業化改革を深め，国有銀行が貸付金を支給するさいの階級差別を根絶する。

（iii）資本市場への計画コントロールを緩め，かつ資本市場への行政関与をできるだけ早く解除し，ベンチャーキャピタルを発展させ，中小企業への直接の融資ルートを切り開く。

### ②　中小企業経営コンサルティング業を発展させる

a）中小企業経営コンサルティングの重要性。

経営コンサルティング業は，中小企業の発展に対して，世界各国で非常に重要な役割を演じている。中小企業発展のいかなる時期でも，経営コンサルティング業から提供される各種のサービスが活用できれば，経営をさらに健全で有効なものにし，多くの無意味な誤りによる損失を避けることができる。

b）経営コンサルティング業の組織形態。

先進国の経営コンサルティング業は非常に発展している。その組織形態には，（ｉ）事業法人，（ii）コンサルタント会社，（iii）協会，学会，同業組合に設けられたコンサルタント部，（iv）大学・学部，（ｖ）政府の専門プログラムがある。

c）経営コンサルティング業のサービス内容。

経営管理訓練クラスと講座，企業内部での訓練クラスと講座，経営診断，コンサルティングと指導，専門調査及び研究，財務計画などがある。

### ③　中小企業創業育成計画を推進する

a）中小企業創業育成計画の意義。

中小企業の創業育成は，先進国において不景気が社会にもたらす影響を解決するために，優遇措置を通じて既存の各種資源を調達し，創業の意欲とある程度の条件を持っている個人や組織に対して創業を奨励する方法である。

わが国では，大量の民間資金が銀行に集中するとともに，大量の失業者と一時帰休者が存在している。わが国ではけっして基本的な生産要素が欠乏しているのでなく，成熟した市場主体が欠乏しているのである。今至急に必要なのは，各方面からの創業者の育成を重視し，創業活動を通じて市場の需要を喚起し，経済の回復を目指すことである。

b）中小企業創業育成の内容。

中小企業は，創業・成長の過程の中で，適時に大量な法律・政策・経営管理などの情報と補助が必要である。創業に関連するサービス内容はたくさんあり，創業補助は中小企業の社会的支援体制の重要な構成部分である。

その主な機能は，創業者に対して企業の創立や企業経営における必要な情報と専門コンサルティング・サービスを提供し，新しい企業の失敗のリスクを減少させるものである。創業補助は，創業育成センターや社会的支援体制の中のサービス機構によって実施される。

創業補助には以下の内容が含まれる。

（ⅰ）政策コンサルティング・サービス。

（ⅱ）創業コンサルティング・サービス。創業補助機構の経営コンサルタントや法律の専門家が，起業家のために無料または低料金で専門的な補助と提案を提供し，創業者に自己の強みと弱点の所在を判断させる。

（ⅲ）情報仲介サービス。

（ⅳ）規範的な財務制度の確立を助ける。創業補助機構の会計専門家は，重点的に規範的な財務制度の確立，簿記の基本技能の掌握などを助け，創業者によいスタートを切らせるべきである。

（ⅴ）市場分析と経営計画を助ける。もっとも多く見られる問題点は，勘によって事を決め，意思決定がいい加減に行われることである。合理的な経営計画は中小企業によい習慣を養成させる。

（ⅵ）資金の融通を助け，中小企業の創業と発展を支援する。創業補助機構の金融専門家は，創業者がどのように貸付けを申し込んだらよいのかを助ける。その内容として，どこの外部資金供給が利用できるか，貸付けの基本プロセスと要求，企業の経営目標・経営計画と市場予測の結果によってどのように資金の返済計画を立てるか，などが含まれる。こうすることにより，創業者は外部から資金が得やすくなる。

c）創業補助の専門機構を設置し，創業育成を強化する。

（ⅰ）創業補助機構を設置する必要性。

（ⅱ）創業補助機構の組織形態の選択。創業補助機構の組織形態の選択は，できるだけその社会的機能を発揮させるという原則にそって確定されるべきである。１つは，創業者のさまざまなレベルからのニーズを満足させること。２つは，安い料金であることである。

（ⅲ）ハイテク産業発展の経験を参考にし，中小企業育成センターを作る。作業場と設備を提供し，実験室と各種サービスを開放する「多機能型育成センター」や，空間のみ提供する「開放型育成センター」，サービスのみ提供する「管理型育成センター」などがある。

（ⅳ）現存する資産を活用することによって，中小企業創業コストを低下させる。

d）中小企業創業育成計画を推進するさいの注意点。

（ⅰ）創業育成計画は，総合的かつ有機的に展開するべきである。

（ⅱ）ハード施設のみに偏らず，創業補助に当たってはソフト面の育成・訓練も重視する。

（ⅲ）一つの長期的な事業として，社会各界の長所を十分に発揮させる。

（ⅳ）政府の業務の立脚点は，中小企業の創立・発展のために，良好な政策環境と経営環境を設立することにおくべきである。

（ⅴ）創業育成計画を支える条件として，申し込み手続の簡素化や各種の優遇政策を提示することが重要である。

### ④　ベンチャーキャピタルを育成する

a）国外におけるベンチャーキャピタル（略）

b）わが国のベンチャーキャピタルの現状と特徴。わが国では80年代中期からベンチャー投資の実験を開始した。90年代後期に入ると，わが国のベンチャーキャピタルの発展は新しい時期に入り，外国のベンチャーキャピタルも参入するようになった。1998年以来，わが国では10数社のベンチャーキャピタルが相継いで作られた。その特徴は，政府の関与が大きいことにある。
c）政府はどのようにベンチャーキャピタルの発展に関与したらよいか。
（ⅰ）資本の源泉について多くのルートを開拓する。
（ⅱ）インセンティブと規制の有効なメカニズムを作る。
（ⅲ）知的所有権の保護システムを完備させる。
（ⅳ）ベンチャー資本の有効な流動メカニズムを徐々に作り上げる。

●〔資料３〕の注

これは「中小企業の社会的支援体制づくりについて」（陳乃醒主編『中国中小企業発展与預測（1999年）』民主与建設出版社，2000年の151～174ページを要約したものである。なお，日本語に翻訳した「社会的支援体制」の中国語原文は「社会化服務体系」である。この〔資料3〕の翻訳と要約にあたり劉旭東氏の協力を得た。ここに感謝申し上げるしだいである。